

飯島町議会情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本方針は、飯島町議会（以下、「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会の情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) コンピュータ等

パソコン、スマートフォン、タブレット端末などの電子機器の総称をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ等及びネットワークを活用し、データの収集、処理、蓄積及び伝達を自動化及び効率化する仕組みのことをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

①機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

②完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

③可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 情報資産

本方針が対象とする情報資産は以下のことをいう。

①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及びコンピュータ等

②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(6) ソーシャルメディア

インターネット上で個人や企業が情報を発信、共有、拡散することによって形成されるインターネットを通じた情報交流サービスの総称をいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、洪水、落雷、火災等の災害によるサービス及び活動・業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 対象範囲

(1) 適用範囲

本方針の適用範囲は、次に掲げる情報資産並びに情報資産を活用するための設備、及び情報資産の取扱を委託された者（以下「委託事業者」という。）とする。

ただし、町長が議会事務局職員の使用に供する情報資産は、その取り扱いは飯島町情報セキュリティポリシーに従うものとし、本方針の適用範囲外とする。

5. 議員及び議会事務局職員の遵守義務

議員、議会事務局の全ての職員（以下、「議員等」という。）及び委託事業者は、情報セキュリティの重要性を共通の認識とし、業務の遂行には、本方針を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するため、以下の対策を講じる。

(1) 組織体制

議会運営委員会を議会の情報資産の保護するために対策を推進する組織とする。

(2) 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類して管理する。

(3) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設の管理対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ対策

議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の対策

を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、プログラムなどに技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、本方針の運用面の対策を講じるものとする。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアを利用する場合には、飯島町議会公式ソーシャルメディア運用ガイドラインに準じる。

7. 情報セキュリティ監査及び点検の実施

本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて、議会運営委員において情報セキュリティ監査及び点検を実施する。

8. 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び点検の結果、本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本方針を見直す。

附則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。